

報道関係者各位

令和6年2月27日

国民健康保険の被保険者証の更新について

- 1 内容 現在の国民健康保険証の有効期限は令和6年3月31日（日）までです。
新しい国民健康保険証を3月中旬～下旬に世帯主あてに送付します。
※有効期限について
令和6年12月2日以降、新たに保険証の発行は終了しますが、経過措置により、発行済みの保険証は最大1年間お使いいただけます（一部、75歳になられる方や修学により舞鶴市外へ転出されている方等は有効期限が異なります）。
有効期限終了後は、マイナ保険証をお持ちでない方には引き続き市から「資格確認書」を郵送します。
- 2 対象者 舞鶴市国民健康保険加入者
- 3 その他
マイナンバーカードの保険証利用について
転職や引っ越し等により加入する保険が変わっても、保険者の手続きが完了次第、マイナンバーカードで受診できることや、入院時等に必要な限度額適用認定証の申請手続きが不要になるなど、マイナンバーカードの保険証利用にはさまざまなメリットがありますので、ぜひマイナンバーカードの保険証をご利用ください。

